

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答	
岩手県矢巾町	1	町民総合ポータル構築	行政サービス手続オンライン完結（＝バーチャル役場の実現）	紙業務にかかるコストを抑えることができる。	A：不動産取引における重要事項説明書面等 B：定期借地契約、定期建物賃貸借契約書面 C：マンション管理業務委託契約書面 D：特定継続役務提供等における契約前後の契約当書面 E：金融商品のクーリングオフ書面	A：宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第34条の2、第35条、第37条 B：借地借家法（平成33年法律第90号）第22条、第38条、第39条 C：マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第73条 D：特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第4条、第42条ほか E：金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第37条の6	A～Dの法令の書面化義務を撤廃し、電子契約手続が利用できるように措置。	法務省 消費者庁 経済産業省 国土交通省	(B)について 現行の借地借家法上、一般定期借地権の設定契約や定期建物賃貸借契約等は書面によって締結することが必要とされ、また、定期建物賃貸借契約については、更新がない旨の書面を交付しなければならないものとされています。 令和3年の通常国会において成立した「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（整備法）によって借地借家法が改正され、これらの契約を電磁的記録によって締結することや、定期建物賃貸借の事前説明事項を電磁的方法で提供することが可能となりました。 なお、整備法のうち借地借家法の改正に係る部分の施行日は、「公布の日（令和3年5月19日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日」とされています。				
岩手県矢巾町	2	オンライン服薬指導と非対面薬剤交付	町内共通のデータ連携基盤を活用することにより、一連の流れ（オンライン診療、オンライン服薬指導、町内交通系ITと連携し保険薬局からデマンド交通利用による患者宅への薬剤配布、決済）の全てを自宅に居ながらシームレスに完結できる未来型医療の構築を提案する。 また、薬剤交付方法には町内の公民館等に設置したイーポート管理型の宅配ロッカーを利用し、非対面で本人確認（町民IDを利用）のうえ受け渡せる仕組みを提案する。	オンライン診療、オンライン服薬指導により遠隔医療の実現及び、ハンデミック時において限られた医療資源による医療体制を確保できる。また、オンライン服薬指導後、MaaSで構築されたモビリティサービスを活用し、中山間地区への医薬品配送ができる。 同様に、市販薬、介護用品などの配送も容易となる。	○オンライン服薬指導の要件 ・あらかじめ対面で服薬指導を行っていること ・服薬計画書が定められていること ・これまで処方されていた薬剤またはこれに準じる薬剤であること ・調剤済みの薬剤等の郵送または配送を行う場合には、薬剤師による患者への直接授与と同視しうる程度に、当該薬剤の品質の保持や患者本人への確実な授与等がなされることを確保すること ※要旨抜粋 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行について（オンライン服薬指導関係）（令和2年3月31日衆議院第331第36号）（各都道府県知事・各保健所設置市長・各特別区長あて厚生労働省医薬・生活衛生局長通知） ○処方箋原本がない場合での調剤行為の禁止 「薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せん(原本)によらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない。」 「保険医などの交付した処方せん(原本)に基づき調剤並びに薬学的管理及び指導を行わなければならない。」	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第9条の3第1項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第15条の13第2項 薬剤師法（昭和35年法律第146号）第23条及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）第8条	オンライン服薬指導の実施要件を撤廃し、容易にオンライン服薬指導を可能にできるようにする。 品質管理を厳重に行っている医薬品宅配ロッカーでの宅配を可能にする 処方箋原本を所持していない状況下での調剤行為は、限定的にしか認められておらず、オンライン服薬指導の浸透が遅延する要因の一つとなっているため、規制緩和により撤廃し、よりシームレスな環境を推進できるようにする。	厚生労働省	薬局におけるオンライン服薬指導については、「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）や「成長戦略フォローアップ」（令和3年6月18日閣議決定）を踏まえ、2021（令和3）年夏を目途に医薬品医療機器等法に基づくルールの見直しの検討を行うこととしております。 御指摘の宅配ロッカーの詳細が不明確ですが、薬局の責任の下、服薬指導を実施した後、調剤された薬剤の患者への授与に当たり薬剤師による患者への授与と同視しうる程度に、当該薬剤の品質の保持や患者本人への確実な授与がなされる範囲で実施可能です。		「当該薬剤の品質の保持や患者本人への確実な授与がなされる」ことを手順書化し、薬局の責任の下行うことを説明しても、各自自治体の裁量の範囲で許可が下りず大半は実施できていない、各許可者の個人の裁量等で判断されないよう担当省庁から薬交付ロッカー設置条件の通知を出す等して頂かないと、御省の回答と現場の許可判断に大きな乖離がある。今一度現状を考慮頂き規制改革を求めると共に、可能という理解であれば、実際の市場はそうなっていないため、その旨を通知頂きたい。所管保健所より、ロッカー設置について一度問題ないとの見解が示されたが、所有権や配送方法について詳細を確認することから、最終判断が保留されている。	厚生労働省	御指摘の宅配ロッカーの詳細が不明確ですが、薬局の責任の下、適切に薬剤の品質の保持や患者本人への授与がなされるかどうかについては、個別に判断する必要があり、一概には判断できません。
岩手県矢巾町	3	薬剤師の業務をモノからヒトへシフトするための業務支援	町内の医療機関・保険薬局が地域連携基盤を通じて情報連携し、薬剤師によって特に負担の多い一歩化調剤業務（対物業務）をほかの大型薬局がサポートすることにより、患者の生活スタイルに合わせた調剤受取サービスの実施を可能とする。	非効率調剤を効率化することにより、薬局、医療機関における薬剤師の業務を病棟業務やかかりつけ、在宅業務などの対人業務にシフトすることにより、より医療安全を高めること、残業減などによる医療費の抑制につながる。	病院又は診療所においては、その開設者は、厚生労働省令で定める基準に従い都道府県(診療所においては、当該保健所を設置する市又は特別区)の条例に定めるところにより、専属の薬剤師を置かなければならない。ただし、病院又は診療所所在地の都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りでない。 病院は、厚生労働省令(第一号に掲げる従事者(医師及び歯科医師を除く。))及び第十二号に掲げる施設にあっては、都道府県の条例)の定めるところにより、次に掲げる人員及び施設を有し、かつ、記録を備えておかななければならない。 一 当該病院の有する病床の種類に応じ、厚生労働省令で定める員数の医師及び歯科医師のほか、都道府県の条例で定める員数の看護師その他の従業員 七 調剤所(略)	医療法（昭和23年法律第205号）第18条 医療法第21条	法定従事者数の充足義務があることから、当該従事者に対する管理権限の及ばない委託形態は充足義務に反するものとして認められていないため、規制改革が必要。	厚生労働省	医療法上、医療は医療機関の管理者の管理監督の下、一定以上の衛生水準や安全が確保された上で適切に提供されるよう、医療行為の最終責任者を管理者としており、個々の医療従事者についても当該管理者の管理下にあることが不可欠です。 この点、病院薬剤師の業務は、医師や他職種、患者等と適宜相談しながら、診察から処方、服薬指導等といった医療提供の一連の流れの中で行われるものであり、業務の一部を切り離すことは困難であり、こうしたことから、適切な医療を提供するために最低限有すべき人員として専属薬剤師等の基準を求めているため、管理権限の及ばない者への委託は認められません。 薬局における調剤等にあたっては、保健衛生上支障が生じることがないよう、当該薬局の薬剤師により、実地に管理された上で、当該薬局において実施される必要があり、ご提案の方法では患者への薬剤の適切な交付や責任の所在が不明確となることから、認めることは困難です。なお、薬局における対人業務の充実のための調剤業務の取扱いについては、「調剤に係る業務プロセスの在り方を含め、医療安全を確保しつつ調剤業務の効率化を進める方策を検討し、必要な見直しを行う」（「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定））こととしております。		(病院)「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日付厚生省健康政策局指導課長通知）において、病院、診療所等から委託できる業務に調剤業務は明記されておらず、平成11年7月27日 第145回国会 参議院・国民福祉委員会では「院内において行う調剤業務についても、外部委託することは認められません。」と当時の厚生省健康政策局長が明言されています。診察から処方、服薬指導等といった一連の流れにおいて、病院薬剤師による処方監査が十分に行われれば、調剤業務は必ずしも医療機関内で行う必要性はないと考えます。 (薬局) 患者様への薬剤の適切な交付については、トレーサビリティを担保し、委託元へ一歩化した薬剤を戻す際その情報も合わせて提供することで担保されると考えます。また、その責任の所在については、十分な議論が必要ですが、切り分けことが可能と考えます。	厚生労働省	(病院) 医療法上、医療は医療機関の管理者の管理監督の下、一定以上の衛生水準や安全が確保された上で適切に提供されるよう、医療行為の最終責任者を管理者としており、個々の医療従事者についても当該管理者の管理下にあることが不可欠です。 この点、病院薬剤師の業務は、医師や他職種、患者等と適宜相談しながら、診察から処方、服薬指導等といった医療提供の一連の流れの中で行われるものであり、業務の一部を切り離すことは困難であり、こうしたことから、適切な医療を提供するために最低限有すべき人員として専属薬剤師等の基準を求めているため、管理権限の及ばない者への委託は認められません。 (薬局) 薬局における調剤等にあたっては、保健衛生上支障が生じることがないよう、当該薬局の薬剤師により、実地に管理された上で、当該薬局において実施される必要があり、ご提案の方法では患者への薬剤の適切な交付や責任の所在が不明確となることから、認めることは困難です。なお、薬局における対人業務の充実のための調剤業務の取扱いについては、「調剤に係る業務プロセスの在り方を含め、医療安全を確保しつつ調剤業務の効率化を進める方策を検討し、必要な見直しを行う」（「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定））こととしております。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
岩手県矢巾町	4	健康ステーションとITサポートによる町民の行動変容促進	薬局併設型検体測定室による健康チェックや、薬剤師による健康指導、管理栄養士による食事指導、栄養指導により生活習慣病等や介護予防意識を高める。	緻密な健康方法の収集、活用、健康セミナーイベントへの参加、薬剤師・管理栄養士等調剤薬局での対面事業を加えることで町民の健康維持意識の増進、介護予防への行動変容が可能。ひいては町民健康寿命の延長につながる。	薬局併設型検体測定室において、測定項目が限られてしまっている。 「測定項目については、特定健康診査及び特定健康指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）第1条第1項各号に掲げる項目の範囲内とする」	検体測定室に係るガイドライン 特定健康診査及び特定健康指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）第1条第1項各号 1. 既往歴の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む） 2. 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 3. 身長、体重及び腹囲の検査 4. BMIの測定 5. 血圧の測定 6. 肝機能検査：GOT,GPT,γ-GTP 7. 血中脂質検査：中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール 8. 血糖検査：HbA1c,血糖値 9. 尿検査 10. 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める項目について厚生労働大臣が定める基準に基づき医師が必要と認めるときに行ふもの	左記検体測定室のガイドラインの中の規制 特定健康診査及び特定健康指導の実施に関する基準に 関し測定項目の範囲内限定を規制緩和し、項目を拡充する。 例1）骨密度測定 規制緩和で測定可能となると、骨粗しょう症予備軍に受診動員が可能。 例2）総コレステロール値 総コレステロールの測定は、現在、被験者への伝達は控えるよう規制されている。自己管理意識向上のため、こちらも測定・伝達可能とする。	厚生労働省	御提案の事業において、受検者が自ら採取した血液を検体とし、総コレステロール値の測定を行うことについて、当該検査を行う施設は臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（昭和56年厚生省告示第17号）第4号ホに掲げる施設に該当するため、衛生検査所登録は不要です。 ・ただし、厚生労働省は、検体測定室が感染防止や健康被害防止等の安全性を確保しつつ適切に運営されるよう、「検体測定室に関するガイドライン」（平成26年医政発0409第4号厚生労働省医政局長通知別紙）を发出し、内容の遵守を求めているところです。検体測定室は、国民の健康意識の醸成や、健康診断や医療機関受診への動機付けを高める観点から、利用者が検体採取し、検査結果も利用者自身で判断・管理することで、自己健康管理の一助となるような簡易な検査を行う施設のため、ガイドラインにおいて、検査可能な項目を、特定健康診査及び特定健康指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）第1条第1項各号に掲げる項目（同条第4項の規定により同条第1項第7号の規定による検査を行ったものとみなされる場合の項目を含む。）としており、総コレステロール値については、測定項目とはしていません。 ・なお、「検体測定室に関するガイドライン」は検体測定室における検体検査に係る基準を示すものであるため、骨密度の自己測定については、当該ガイドラインの対象としておりません。			
岩手県矢巾町	5	特定条件下での地方公務員の一般民間企業への派遣	インフラ維持管理を長期契約にて受託する一般民間企業への地方公務員の数年単位での派遣による当該インフラに関する知見の習得。	当該インフラ及び当該インフラ維持管理への知見が得られることにより、 ・維持管理業務委託の適切なモニタリングの実施 ・実態に即した適切なアセットマネジメントによる効果的な更新投資の実現 ・インフラ利用住民に対する適切な情報公開・説明責任の遂行 などが可能となる。 また、合わせて、官民連携活用の幅が広がり、人的リソースに課題のある自治体の課題解決につながる。	公務員の派遣に際して、 ・派遣（出向）は公益法人等に限定されている。 ・派遣（転籍）も当該地方公共団体の出資団体に限定されている。 「その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るための援助を行うことが必要である」場合でも、上記要件により地方公共団体の独自判断（条例）では実施出来ない。	公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号） 第2条第1項第1～4号 第10条第1項 平成12年7月12日付け自治省行政局公務員部長通知「公益的法人等への職員派遣制度等の運用について」（条例）を削除する。	下記以外形式的要因を除き、地方公共団体が要件に鑑み、条例で定めることで派遣可能とする。 ・法第2条第1項において「省令で定める団体」を追加し、社会変化に応じて、省令にて該当する企業を追加・削除するよう改正。さらに、現在の官民連携推進の状況に鑑み、省令にて、インフラ維持管理を長期契約受託する団体を該当するよう定める。 ・法第10条第1項から当該地方公共団体が出資している株式会社のうち、「」を削除する。	総務省	公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律は、公益的法人等において、地方公務員の専門的知識・能力を活用して円滑に事業を推進するための人材派遣を規律するものとして設けられています。 一方で、職員の質の向上を図るための民間企業への職員派遣については、現行制度においても、職務命令に基づく研修派遣と実施が可能であり、これにより、派遣先での業務体験を通じた職員の育成を図ることができると考えています。			
岩手県矢巾町	6	リスクとメリットに応じた柔軟な第三者上空飛行許可	ドローン配送	安全で効率的な飛行ルートの設定が可能となり、1フライトにかかるコストの削減が可能。また、効率的な空域利用を促進。	航空法（昭和27年法律第231号）	無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領	リスクとメリットに応じた柔軟な審査基準	国土交通省	【航空法について】 レベル4飛行については、第三者上空を飛行することとなるため、特に高度な機体の安全性等を求めることが重要と認識しており、今後の法改正により機体の安全性を認証する制度と操縦者の技能を証明する制度等を創設することでレベル4飛行の実現が可能となり、公布の日から1年6ヶ月以内に詳細な基準等を検討した上で施行されます。			
岩手県矢巾町	7	長距離ドローン飛行を実現するための通信手段の確保	ドローン配送	通信の確保が難しいエリアにおいても長距離飛行が可能。ドローンによる空の利活用が促進。	電波法（昭和25年法律第131号）	無人移動体画像伝送システムに関する基準（電波法関係審査基準） （5Gの上空利用についてはレベルは存在しない）	無人移動体画像伝送システムに関して、リスクとメリットに応じた柔軟な規制緩和 5Gの上空利用については、新規のルール作り	総務省	・ドローンで使用可能な無線システム（通信手段）については、無人移動体画像伝送システムを始め複数の方法があり、それぞれ特徴を有している。想定されている長距離伝送の具体的な条件等が不明であるため、「長距離ドローン飛行を実現するための通信手段の確保」の実現に向け、まずは詳細をお伺いさせていただきたい。 ・5Gは地上で使用する端末での利用を前提として基地局を配置しており、上空のドローン等で5Gを利用する場合、上空からの電波が範囲の5G基地局に到達し、5Gネットワークに想定外の影響を与える可能性がある。また、5Gが使用する周波数は、衛星通信システムとも共用しており、上空のドローン等で5Gを利用する場合、衛星通信システムへ干渉を与える可能性がある。このため、5Gの上空利用を可能とするためには、情報通信審議会等において、携帯電話事業者及び衛星通信システム事業者等の関係者の参画を得て、これらの技術的課題に対する検討、検証を行い、利用可能な条件について結論を得る必要がある。	ドローンで使用可能な無線システム（通信手段）について、LTEの確保が難しい地域にて、920MHz、2.4GHz、5.7GHz等の周波数帯の無線システムを利用しています。各無線通信システムには送信出力に制限があるため、通信が可能な距離にも限界があります。そのため、①使用エリアを限定した上で、既存の帯域の送信出力を高くする又は②他の帯域に影響を与えないことを担保した上で、高出力可能な新しい帯域を上空利用に割り当てなどの対応をご検討いただきたいと思います。	多くの利用者が混信無く共用できるように送信出力等の条件が定められており、出力増加は他の遠方の利用者へ影響が及ぶとともに、反対に遠方の出力増の利用者からの影響が自身に及ぶこととなる。 なお、通信可能距離の延長を目的とする場合、例えば、使用する周波数や受信アンテナの選択等によって目的が達成出来る可能性もあると考える。 今後、通信可能距離の延長のため、出力の増加や帯域の割り当てを必要とされているが、想定されている通信距離等の具体的な条件が不明であることから、「長距離ドローン飛行を実現するための通信手段の確保」の実現に向け、実験や研究開発等も視野に入れ、まずは詳細をお伺いさせていただきたい。	
岩手県矢巾町	8	遠隔地の管理センターから複数の自動走行ロボットを監視しサービス運用	自動走行ロボットによる配送	自動配送ロボットによる物流サービスの実現が可能になる。（複数のロボットの同時監視はサービス実現上必須）	1人の遠隔監視者による複数台ロボット運用に関してルールが存在しない		新規のルール作り	国土交通省 警察庁	内閣官房成長戦略事務局を中心に関係省庁と連携し、遠隔で多数台の低速・小型の自動配送ロボットを用いたサービスが可能となるよう制度を検討しており、令和3年6月18日に閣議決定された成長戦略実行計画に示されている通り、低速・小型の自動配送ロボットについて、道路運送車両に該当しないこととする予定である。 「自動配送ロボット（近接監視・操作型及び遠隔監視・操作型）公道実証実験手順」を警察庁ウェブサイト公表しており、同手順に沿って道路使用許可を受ければ、1人の遠隔監視者が複数台の自動配送ロボットを走行させることは可能です。 なお、自律走行する低速・小型のモビリティについては、関係省庁と連携し、制度整備に係る検討を行っているところです。 自動走行するロボットを運用する計画等がありましたら、具体的な内容を明らかにして個別に警察庁に御相談ください。			
岩手県矢巾町	9	薬の自動配送に向けたオンライン服薬指導の対象拡大	オンライン服薬指導後の薬の宅配	オンラインでの服薬指導と薬宅配の拡大	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	オンライン診療の適切な実施に関する指針	コロナ対応期限緩和措置の継続	厚生労働省	薬局におけるオンライン服薬指導については、「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）や「成長戦略フォローアップ」（令和3年6月18日閣議決定）を踏まえ、2021（令和3）年夏を目途に医薬品医療機器等法に基づくルールの見直しの検討を行うこととしております。 御要望の内容が不明確ですが、薬局におけるオンライン服薬指導における薬剤の配送については、薬局の責任の下、患者への直接の授与と同視する程度に、当該薬剤の品質の保持や、患者本人への確実な授与がなされる範囲において実施可能です。なお、「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）を踏まえ、薬剤の配送における品質保持等に係る考え方の明確化に取り組みすることとしております。			
岩手県矢巾町	10	介護老人保健施設における医師常勤のオンライン化	ウェアラブル機器等を活用し、介護施設と医療機関の間で24時間365日のデータ連携を行うことで、必ずしも常勤・対面での医師の配置を要しない仕組みを構築する。	医師不足、医師偏在が課題となっている地域における医師確保及び配置の最適化（効率化）による経営改善、及び、医師等の働き方改革等に寄与する。	「介護老人保健施設においては、常勤の医師が1人以上配置されていなければならないこと。（基準省令第2条）」	平成12年3月17日老老第44号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知	24時間365日のバイタル把握及びビデオ通話によるオンライン診療の体制整備を条件に、常勤医師の設置を要しない旨の基準とする。	厚生労働省	介護老人保健施設は、他の常勤医師の配置が求められていない施設と比較し、医師や看護師等を手厚く配置し、医療ニーズを有する要介護者に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の世話を行う施設であり、急変時を含めて必要な医療を施設内で提供する必要がありますことから、提案の基準緩和は困難と考えます。			
岩手県矢巾町	11	オンライン診療を一定条件を満たした形で実施した場合に、対面診療と同等の扱いとする診療報酬点数の改正	①ウェアラブル機器等を用いた24時間365日のバイタルデータを継続的に測定し診療時に医師が参照できること、②患者との会話をビデオ通話により行うこと、を満たす形でオンライン診療を実施した場合に、対面診療と同等の診療行為の実施とみなす。	バイタルデータを活用した高精度のオンライン診療の普及、通院に係る患者負担の軽減、通院による感染症等の感染リスクの低減、医療過疎地域における医療インフラの維持確保等に寄与する。	「情報通信機器を用いた診療を行った場合に、患者1人につき1回に限り算定する。」	令和2年厚生労働省告示第57号（診療報酬点数表）	①ウェアラブル機器等を用いた24時間365日のバイタルデータを継続的に測定し診療時に医師が参照できること、②患者との会話をビデオ通話により行うこと、を満たす形でオンライン診療を実施した場合に、対面診療と同等の基準にて診療報酬点数を付与する。	厚生労働省	オンライン診療については、令和4年度診療報酬改定において、 ① 初診料の新設を行い、各種の点数について、引き上げるとともに、 ② 対象疾患に関する要件を撤廃するなど、算定に関する要件を緩和することとしている。			

国家戦略特区等提案様式

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
岩手県矢巾町	12	データを活用した「健康～未病～発症前」に係る健康指導に係る診療報酬・介護報酬等の規定	バイタルデータ、活動量、生活環境（気温、湿度）等の各種取得データを活用した健康指導を医療介護事業者における主たる事業のひとつに位置づけ、公的な措置を含め制度化する。	「発症後に対処」に要支援・要介護認定後に対処」が主となっている医療介護制度を予防重視の制度へシフトすることで、超高齢化社会を見越した公的支出の適正化と健康寿命の延伸に資する。	規定の不存在	令和2年厚生労働省告示第57号（診療報酬点数表）	バイタルデータ、活動量、生活環境（気温、湿度）等の各種取得データを活用した健康指導に係る、診療報酬点数等の公的措置を新設する。	厚生労働省	当該事業は規制を受けているものではなく、自治体で実施可能と考える。なお、公的医療保険制度は予防を目的とした制度ではないため、保険給付の対象外としている。			
岩手県矢巾町	13	医療法第7条第2項における「遠隔病床（仮称）」の定義づけ	自宅等で療養を行う患者を、24時間365日の遠隔バイタルモニタリング下に置き、計画に基づき検査、手術、投薬その他の治療を行う環境を「遠隔病床（仮称）」として定義する。	在宅医療推進、療養環境の選択拡大による患者QOLの向上、過剰な病院施設整備（ハード面）の抑制等に寄与する。	医療法等、法令上の定義の不存在	医療法 令和2年厚生労働省告示第57号（診療報酬点数表） 総務省自治財政局準公営企業室長通知「公立病院に係る財政措置の取扱いについて」（平成27年4月10日総財準第61号）（改正 令和3年3月31日総財準第59号）	医療法第7条第2項に、「遠隔病床」等の概念を新たに定義するとともに、適切な診療報酬点数を規定する。公立病院に、病床再編や施設設備の整備費等に関する財政措置を新設する。	総務省 厚生労働省	「公立病院に、病床再編や施設設備の整備費等に関する財政措置」は既設であり、提示されている通知においてすでに明記されている。 （患者の自宅における医療提供について） 医療法上、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設、医療を受ける者の居宅等において、医療は提供されなければならないこととされています。そのため、患者の自宅において医療提供することは現行法上でも可能です。 （診療報酬について） ○現行の規定においても、保険医療機関が、自宅等で療養を行う患者に対して、在宅医療又はオンライン診療を実施した場合、診療報酬を算定できることとされています。			
岩手県矢巾町	14	ドローンを活用した処方箋等の自宅配送ドロッピングに係る飛行制限の撤廃権限の付与	飛行禁止区域（人口集中地区）を含むエリアにおいて、オンライン処方+処方箋薬のドロッピングサービス等の特定の目的のためのドローン飛行を、飛行計画に基づいた形で常時実施する。	患者負担の軽減、薬局業務効率化、災害時等の処方箋薬安定供給、買い物難民の利便向上等に寄与する。	飛行禁止区域においてドローンを飛行させる場合、国土交通大臣の許可が必要であり、許可等の期間は原則として3か月以内（継続的に飛行させることが明らかな場合は1年）を限度とする。	航空法	オンライン処方+処方箋薬のドロッピングサービスの特定の目的のためのドローン飛行を飛行計画に基づき行う場合に、飛行禁止区域における飛行の許可期間を延長する。	国土交通省	【航空法について】 現在においても、催し場所上空における飛行や人口集中地区上空での夜間における目視外飛行の場合を除き、申請内容に変更がな、継続的に飛行させる場合には、1年間を限度として許可承認を行っています。			
岩手県矢巾町	15	保険薬局における調剤報酬を楽天ポイント等で支払いを可能とする提案	保険薬局における調剤報酬を楽天ポイント等で支払いを可能とする事業	消費者にとってポイントは一般的なものとなっており、貨幣と同様の使い方がなされている。こうした状況から保険薬局における調剤報酬を楽天ポイント等で支払うことを可能とすることで金銭的負担の軽減を図る。	（経済上の利益の提供による誘引の禁止） 第二条の三の二 保険薬局は、患者に対して、第四条の規定により受領する費用の額に応じて当該保険薬局における商品の購入に係る対価の額の値引きをすることその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を提供することにより、当該患者が自己の保険薬局において調剤を受けるように誘引してはならない。 2 保険薬局は、事業者又はその従業員に対して、患者を紹介する対価として金品を提供することその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を提供することにより、患者が自己の保険薬局において調剤を受けるように誘引してはならない。	「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」（昭和三十三年厚生省令第十六号）	経済上の利益の提供による誘引の禁止を見直しポイントにおける支払いを可能とする。	厚生労働省	保険調剤に係る一部負担金の支払における「ポイント」の取扱いについて、その提供又は使用が一部負担金の減額にあたる場合があれば、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第4条第1項等の規定に違反することとなる旨の見解を示している。これについて、例えば、付与された「ポイント」を直接一部負担金の支払いに充てていくことについては、その減免に当たるとされている。	厚生労働省 御省回答における「直接」、「減額」及び「減免」の考え方を整理するため、以下の項目について御省の見解を伺いたい。 ・付与された「ポイント」を直接一部負担金の支払いに充てる場合と間接一部支払いに充てる場合とで、「減額」の該当性に違いはあるか。違いがある場合、それぞれ具体的にどのようなケースが当てはまるか。 ・ペイメントサービス提供事業者によって付与された「ポイント」を調剤報酬の一部負担金の支払いに充てていくことについては、一部負担金の「減額」にあたるか。また、ポイント付与の事由や原資の負担者によって、見解は異なるか。 ・「減額」と「減免」に違いがあるか、ある場合はどのように違うのか。また、「減免」であれば現行制度上認められるという認識か。	付与された「ポイント」の使用が一部負担金の減額にあたる場合であれば、直接又は間接を問わず、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第4条第1項等の規定に違反することとなると考える。 また、「減額」又は「減免」のいずれについても、一部負担金の支払における「ポイント」の取扱いに係る考え方に特段の違いはないものとする。なお、現行制度上、一部負担金の減額については、健康保険法第75条の2に定める災害等特別の事情がある場合以外は認められていない。	
岩手県矢巾町	16	データ活用による高齢者、障害者等の移動等の円滑化を促進するための提案	路外駐車場の使用状況のデータを取得し、高齢者や障がい者が、本構想で構築する町づくりポータルサイトやアプリから予約することで優先的に使用できるシステムを構築する。	本町のスーパーシティ構想は「人生100年時代を健康に暮らせること」をあるべき姿に位置付けている。身体的には病気になるない生活を送ることが望ましいが、仮に発症し、受診が必要な場合には、高齢者や障がい者が路外駐車場を利用して病院等にアクセスしやすいため、その駐車場の使用状況等のデータを取得し、優先的に使用できるシステムとすることでバリアフリーな社会の構築に寄与できる。	特定路外駐車場を円滑に利用できるような目的を十分に達成することができないと認める場合のみ、路外駐車場移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができることとしている。	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第十一条（路外駐車場管理者等の基準適合義務等）第三項	本町において今後設置が予想されるのは、小規模な路外駐車場であり、病院や健康ステーション（検体測定室）等へ移動する際の障害を除去するため、その駐車場の使用状況等のデータを取得し/バリアフリーな社会を実現するため、路外駐車場について条例で必要な事項を付加を認めてほしい。	国土交通省	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第11条（路外駐車場管理者等の基準適合義務等）第3項における「地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前二項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定路外駐車場を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、路外駐車場移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。」との規定は、駐車場の使用状況等のデータ取得を阻害する要因とはならないものと思料します。			
岩手県矢巾町	17	行政区域(市町村)から生活圏を基本として、交通情報などの動的なデータを活用した進化したデマンド型交通システムを含めたローカルな交通ネットワークの構築	スマートフォンなどの個人用端末を活用した動的な交通関係データを取得及び利活用しながら、データ連携を進めることにより生活圏に即した地方の交通体系を形成する。進化したデマンド型交通、路線バス及びコミュニティバスをデータによって連携し、交通システムとして統合することで、地方の移動ニーズによりマッチした利便性の高い交通体系を情報システムによって形成する。	地方の交通事業者が衰退しており、高齢化の進行と相まって、交通分野に係る社会課題の深刻化が増している中、既存の交通リソースと行政が提供可能な交通サービスとの最適な融合を図る。これにより、地方の住民の交通手段の継続的な確保、さまざまな社会活動水準の低下を事前に避けることが出来ると考える。また、行政側の観点から、交通システムは非常に大きな費用の係るインフラであることから、交通体系の適正化と最適化を通じて、社会的な不経済の予防的回避が可能となる。	デマンド型交通システムにおいて、区域運行が行われており、路線定期の補完的な考えで実施されている。また、区域運行(営業区域)は地区単位で設定され、市町村の地域公共交通会議において、大学、地区単位にて規制が緩和され運行されている。現状として、市町村の区域を越えた生活圏が形成され、異なった交通モード(鉄道)の影響もあることから、住民の生活や社会活動範囲を基とした生活圏に沿って区域運行を行うため、地域公共交通会議において、隣接市町村の区域を含めた区域運行の実施が可能となれば、より最適な交通体系の形成が出来ると考えている。	道路運送法(昭和26年法律第183号) 第2条における旅客自動車運送事業 同第3条における一般旅客自動車運送事業 同第4条一般乗合旅客自動車運送事業 道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号) 第3条の3第3号 これらにより、地方に居住する住民の生活圏により即した交通サービスの提供や交通体系の形成が可能となる。	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条（地域公共交通計画）の計画区域については、当該市町村における住民の日常的な生活圏を拡大する。また、道路運送法によって、認められている乗合運送事業の区域運行について、隣接市町村内に係る一部の地区もしくは大字単位にて運行区域として設定する。これらにより、地方に居住する住民の生活圏により即した交通サービスの提供や交通体系の形成が可能となる。	国土交通省	地域公共交通計画の区域については、住民の日常生活における移動範囲に伴い形成される生活圏と公共交通ネットワークの計画区域について、当該市町村において適切に設定することとされており、現行制度下で対応可能。また、道路運送法に係る提案について、現行制度でも、複数市町村で地域公共交通会議を活用し隣接する複数市町村を区域として設定することが可能。			
岩手県矢巾町	18	OTC検査薬のドラッグストア等での販売	穿刺血（低侵襲性の自己採血）を使用するOTC検査薬をドラッグストアや薬局等で販売する。	中性脂肪やコレステロールなど、住民が日常的に自身の健康状態を知る機会を増やすことで、生活習慣の改善や健康診断受診率の向上、かかりつけ医への接触頻度の増加など、住民一人ひとりに健康増進に資する行動変容を促すことで、本町における健康寿命の延伸に寄与する。	OTC検査薬に使用できる検体の採取に、採血や穿刺等を伴う行為が認められていない。	一般検査薬の導入に関する一般原則について（平成26年12月5日医療機器・体外診断薬部会）	OTC検査薬で使用できる検体に「穿刺血（低侵襲性の自己採血）」を追加する。	厚生労働省	穿刺血には採取に伴う侵襲性や感染性等の課題があることから、ご指摘の「一般用検査薬の導入に関する一般原則について」において、穿刺血は一般用検査薬に使用できる検体には含まれておりません。なお、穿刺血の使用の可否も含めた同原則の見直しについて、「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）を踏まえ、薬事・食品衛生審議会において検討されていることと承知しております。一方、現下の新型コロナウイルス感染症のまん延状況や本町が抱える高齢化及び健康寿命の延伸という課題等を踏まえ、当該審議会での議論を待つことなく、速やかに取り組みたいと考えております。	厚生労働省	穿刺血の使用の可否も含めた一般原則の見直しについては、「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）を踏まえ、薬事・食品衛生審議会において検討しており、関係者の意見を聴きながら議論を進めています。	

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
岩手県矢巾町	19	「検体測定室」の活用による健康寿命の延伸と新産業の創出地盤の構築（グレーゾーン解消）	ドラッグストアや公共施設など、住民が日常的に立ち寄る場所に「検体測定室」を設置し、希望者は誰でも無料で自己採血による血液検査が行えるようにする。 併せて、測定結果、アンケート情報並びに購買情報（ドラッグストア等）を取得し、匿名化したデータを解析することでOTC医薬品、消費財、保険商品、健康相談サービスの案内につなげる。	住民が自己の健康状態を的確に把握することで、適切な予防および治療につながり、住民の健康寿命の延伸と自治体医療費の削減に寄与する。 また、住民の日常経過的な健康に関するデータをデータベース化することで新産業を創出する地盤が構築される。	検体測定室サービスの実施にあたり、「検体測定室に関するガイドライン」（平成26年4月厚生労働省医政局）において示された運営方法とは異なる方法によって実施した場合、衛生検査所の登録の必要性や医行為の該当の有無を確認する必要がある。	臨床検査技師等に関する法律第二十条の三及び医師法第十七条	グレーゾーン解消制度を活用し以下を確認する。 ①本事業の実施場所は「衛生検査所」の登録を要しないこと。 ②測定方法、測定結果の通知、商品の紹介は「医行為」に該当しないこと。	厚生労働省	①について 「検体測定室サービスの実施にあたり、「検体測定室に関するガイドライン」（平成26年4月厚生労働省医政局）において示された運営方法とは異なる方法によって実施」の意味が明らかではありませんが、受検者が自ら採取した血液を検体として生化学的検査を行うことについて、当該検査を行う施設は臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（昭和56年厚生省告示第17号）第4号ホに掲げる施設に該当するため、衛生検査所登録は不要です。 なお、厚生労働省は、検体測定室が感染防止や健康被害防止等の安全性を確保しつつ適切に運営されるよう、「検体測定室に関するガイドライン」（平成26年医政発0409第4号厚生労働省医政局長通知別紙）を発出し、内容の遵守を求めているところです。 ②について 「健康寿命延伸産業における新事業活動のガイドライン」（平成26年3月31日厚生労働省・経済産業省）2.（3）〈関連法令の解釈〉において、「民間事業者は、検査（測定）結果に基づく診断を行うことはできないため、検査（測定）後のサービス提供については、検査（測定）結果の事実や検査（測定）項目の一般的な基準値を通知することに留めなければならないとの法解釈をお示ししており、適法となる例として「検体を採取する際に、利用者が自ら検体を採取した上で、民間事業者が、検査（測定）後のサービス提供として、検査（測定）結果の事実や検査（測定）項目の一般的な基準値を通知する場合」を違法となる例として「無資格者である民間事業者が、利用者に対して、個別の検査（測定）結果を用いて、利用者の健康状態を評価する等の医学的判断を行った上で、食事や運動等の生活上の注意、健康増進に資する地域の関連施設やサービスの紹介、利用者からの医薬品に関する照会に応じたOTC医薬品の紹介、健康食品やサプリメントの紹介、より詳しい健診を受けるよう勧めることを行う場合」を例示しております。			